

審査請求書

平成30年4月9日

豊橋市長 佐原 光一 様

審査請求人

〒441-1101豊橋市賀茂町字石城寺4番地6

寺本 泰之



次のとおり審査請求します。

1、審査請求に係る処分

平成30年2月14日付の審査請求人に対する公文書一部公開決定通知書(29豊まち第155号)(事実証明書1)に関する処分

2、審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成30年2月16日

3、1、記載の処分のうち公開しないとした部分を取り消すとの裁決を求める。

4、審査請求の理由

(1)請求人らは、平成30年1月31日付で「豊橋市不動産取得処分審査会の審査結果及び審査案件資料」を情報公開請求した。この請求に対して1、に記載する通り一部公開の処分を受けた。

(2)豊橋市は、公開しないこととした理由を別紙(添付書類)のためとしている。

(3)しかしながら、(2)の別紙に挙げた非公開箇所は、非公開理由として挙げた豊橋情報公開条例6条1項1号又は2号のいずれにも該当しない。不当な処分である。本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ところにあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべ

きである」とする目的に違反している。その理由を以下に述べる。

審査請求人らが、本件開示請求した豊橋市不動産取得処分審査会の審査結果及び審査案件資料は、駅前大通二丁目地区第一種市街地開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場(仮称)計画用地への用地変換に関する文書である。当該事業は駅前の名豊ビルと開発ビルを取り壊して東棟と西棟で構成され、再開発区域の中央部には「まちなか広場(仮称)」が設けられる。東棟は地下1階、地上24階、塔屋2階付、低層部には商業、業務、2～3階には豊橋市が所有する「まちなか図書館」、住宅130戸、駐車場、駐輪場付き高層マンションとする内容である。豊橋市が所有する、つまり市民の財産である狭間児童広場の約2,200㎡と再開発組合が所有する土地の約1,000㎡とが同じ価額と評価されて等価交換が決定されている。そして従前の狭間児童広場が大幅に縮小されることから豊橋市民に深く関係する事業である。これに関する文書の開示請求である。

事実証明書1の別紙にある非公開事項の評価価格、単価の算出根拠の不動産鑑定評価額(坪当たり単価)、標準画地価格など(①とする)、確定図の図面及び座標(②とする)、官民境界用地平面図の図面及び座標(③とする)、取引事例位置図(従前・従後)の位置、取引年、試算価格(④とする)の非公開理由はすべて豊橋市情報公開条例6条1項1号または2号を挙げている。しかし

①については既に昨年12月に権利変換が一定完了しており非公開理由は当たらない。また再開発組合員等には公開されている内容である。豊橋市が所有する土地であるということは、すなわち市民の財産である。市民に公開するのは当然であり、本件処分は公平ではない。差別的処分である。

② ③④についても①と同様の理由が挙げられる。また土地価格については国土交通省が全国地価公示価格を公表しており(事実証明書2)、誰でも容易に知ることができる。このことから同条例6条1項1号には当たらない。

以上から豊橋市が行った処分は、市の説明責任を放棄しただけで市民の知る権利をないがしろにした行為であり容認できない。

(4)本件処分により審査請求人らの知る権利は侵害され、等しく行政への市民参加を阻む行為は豊橋市民にとっては大きな不利益である。

(5)以上の点から、本件処分のうち1、記載にされている公開しないとした部分の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5、処分庁の教示の有無及びその内容

本件非公開決定の通知によって、「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。」との教示をうけた。

6、その他 次の書類を提出します。

- (1) 事実証明書1 公文書一部公開決定通知書(29豊まち第 155)
- (2) 事実証明書2 豊橋市駅前大通の地価概要 (インターネットより)
- (3) 添付資料 豊橋市不動産取得処分審査会の審査結果について(28豊資経号外)